人事異動

内閣

○法務大臣臨時代理
　国務大臣　葉梨　康弘
法務大臣山下貴司海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

　同　葉梨　康弘
内閣府特命担当大臣山下貴司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（男女共同参画）事務代理を命ずる

○外務大臣臨時代理解職
　同　藤井比早之
外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上九月二十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛知県において開催されている第二十回アジア競技大会（二〇二六／愛知・名古屋）に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月十九日午前九時三十八分御出門、同県へ行幸啓、同月二十日午後七時五十四分還幸啓になった。

御弔電

天皇陛下は、ノルウェー王女アストリッド殿下薨去につき、九月二十五日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、バングラデシュ大統領ミルジャ・フォクルル・イスラム・アラムギル閣下の大統領就任につき、九月二十五日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ザンビア大統領ハカインデ・ヒチレマ閣下の大統領再任につき、九月二十五日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

令和７年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条の３第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり令和７年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要を公表する。

令和８年９月30日

農林水産大臣　簗　和生

（「次のとおり」は省略し、林野庁国有林野部経営企画課及び各森林管理局に備え置いて縦覧に供する。）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岩手県最低賃金（昭和55年岩手労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月30日

岩手労働局長　川又　修司

第４号中「１時間1,031円」を「１時間1,090円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月30日

山形労働局長　島田　博和

第４号中「１時間1,032円」を「１時間1,092円」に改める。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年９月30日

国土交通大臣　井林　辰憲

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和８年	仙台	10―1	楯岡	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	仙台	10―2	天童	〃　〃　〃
〃	〃	〃	仙台	12―2	不忘山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	仙台	13―3	立谷沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島	1―4	丸森	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島	5―1	白石東南部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島	5―2	舟生	〃　〃　〃
〃	〃	〃	水戸	7―3	磯浜	〃　〃　〃
〃	〃	〃	水戸	11―1	小鶴	〃　〃　〃
〃	〃	〃	日光	6―4	湯ノ花	〃　〃　〃
〃	〃	〃	日光	10―2	檜枝岐	〃　〃　〃
〃	〃	〃	日光	10―4	会津駒ヶ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	日光	11―1	帝釈山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	11―4	切井	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	15―1	金山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	4―2	袋井	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	6―4	海老	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	9―2	三ヶ渡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	12―1	豊橋	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	13―3	高蔵寺	〃　〃　〃
〃	〃	〃	伊良湖岬	1―3	掛塚	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	2―2	鳴海	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	4―2	師崎	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　令和８年10月１日

法務省告示配第百四十二号

北海道様似郡様似町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十月三十日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、様似町役場又は札幌法務局日高支局に照会すること。

令和八年九月三十日　法務大臣　山下　貴司

北海道様似郡様似村字田代七番地　辻　勝久

法務省告示配第百四十三号

鳥取市役所保存の次の除籍が滅失した。

令和八年九月三十日　法務大臣　山下　貴司

鳥取県岩美郡宇倍野村大字玉鉾八十五番地　林　富子